

富山県立図書館情報プラザシステム(物品調達)に係る一般競争入札の実施について

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年10月31日

富山県知事 新田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

富山県立図書館情報プラザシステム(ハードウェア等) 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

富山県立図書館情報プラザシステム(物品調達)仕様書による

(3) 借入期間

令和8年3月2日から令和13年3月1日(60ヶ月)

(4) 借入場所

富山県立図書館

(5) 納品期限

令和8年1月30日(金)

(6) 納品場所

株式会社インテック行政システム事業本部行政システム開発部(富山市牛島新町2-2)

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和7年富山県告示第118号)第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、競争参加資格確認申請書の提出期限の日までに富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に等級がAの者として登載されている者であること。

3 入札資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、競争参加資格確認申請書及び入札説明書で定める書類を令和7年11月10日(月)午後5時までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便(提出期限までに必着のこと。)で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する

者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができず、既に入札書を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。

- (3) 入札参加資格の有無の確認結果は、競争参加資格確認結果通知書による、令和7年11月14日(金)までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-0115 富山市茶屋町 206-3

富山県立図書館普及課

電話 076-436-0229

- (2) 入札説明書の交付方法

令和7年10月31日(金)から同年11月7日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「祝日」という。)を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までに、前記(1)の場所及び富山県のホームページ「富山県立図書館情報プラザシステム(物品調達)に係る一般競争入札の実施について」で配付する。

- (3) 入札書の提出期限

令和7年11月27日(木) 午後5時

- (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便(郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。)

5 開札の日時、場所等

- (1) 開札日時 令和7年11月28日(金) 午前10時

- (2) 開札場所 〒930-0115 富山市茶屋町 206-3

富山県立図書館別館3階多目的ホール

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除する。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、物品等の1ヶ月分のリース料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

その他詳細は、入札説明書による。